

第2号様式（第3条関係）

余市町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いに係る取扱誓約書

年　月　日

余市町長 様

（申請者）

住 所

事業者名称

代表者氏名

印

余市町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給について、受領委任払いの取り扱いを申し出るに当たり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 平成11年3月31日厚生労働省告示第94号に定められた特定福祉用具（以下「福祉用具」という。）の販売及び平成11年3月31日厚生労働省告示第95号に定められた住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令及び通達並びに余市町の規則及び要綱等を遵守すること。
- 2 事業にあたっては、余市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 居宅要介護被保険者等の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護被保険者等の立場に立ったサービスの提供に努めること。

（受給資格の確認等）

- 4 居宅要介護被保険者等から、余市町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いにて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって余市町の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに給付制限を受けていないことを確認すること。

（見積書等の発行）

- 5 住宅改修を余市町介護保険住宅改修費受領委任払い制度にて取り扱う場合、その施工に係る費用を見積もり、「見積書」を作成し、居宅要介護被保険者等に発行すること。

（見積書の内容変更）

- 6 当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかにその変更内容を当該居宅要介護被保険者等に連絡すること。また、改めて余市町に対して介護保険居宅（介護予防）住宅改修受領委任払い申請書及び変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

(住宅改修の施工等)

- 7 要介護被保険者等より介護保険住宅改修事前申請確認結果通知書を受領した旨の連絡があった場合、すみやかに当該申請書等に記載された内容の住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。

(自己負担の受領)

- 8 福祉用具購入費及び住宅改修費については、当該福祉用具購入又は当該住宅改修に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る）の100分の10にあたる自己負担額（自己負担額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。）の支払いを居宅要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担金の受領後、居宅要介護被保険者等へ領収証及び住宅改修の場合は住宅改修費工事内訳書等を発行すること。

(指導・調査等)

- 9 町長が必要があると認めた指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

(届出の取消等)

- 10 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により代理受領に係る受給を行った場合、町長が直ちに当該届出を取り消しすること、また、以後町長が定める取消期間中は届出を行うことができないことについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

- 11 居宅要介護被保険者等から福祉用具の販売又は住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合、居宅要介護被保険者等の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を居宅要介護被保険者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

- 12 福祉用具の販売又は住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 13 事業所の職員は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等又はその家族の個人情報を保持すること。職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

- 14 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を町長に届け出ること。